

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年一月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

川越栗橋線	路線名
久喜市菖蒲町新堀四三六番一地从先から 同市菖蒲町新堀五一九番一地从先まで	供用開始の区間
平成三十一年一月二十二日	供用開始の期日
平成三十一年一月二十二日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 一三四・九九メートル	備考